

警報器は適正な場所に、適正な価格で！

■住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

◆いつ義務化されたの？

新築住宅は、平成18年6月1日から火災警報器の取り付けが義務化されました。既存住宅は、遅くとも平成21年5月31日までに取り付けるようにしましょう。

◆どんな警報器があるの？

現在市販されている火災警報器には、大きく分けて、煙に反応する「煙式」と熱に反応する「熱式」があります。煙式は、寝室・階段・居間などに、熱式は台所・車庫など大量の煙や湯気が発生する場所に適しています。また、取り付け場所により、天井取り付けタイプと壁掛けタイプがあり、それぞれ「電池式」のものや「家庭用電源式」のものがああります。

◆アパートは？

アパートや長屋、賃貸マンションでも1戸ごとに設置が必要です。この場合、住宅の所有者、管理者、占有者のいずれかが設置者となります。

◆どこで買えるの？

住宅用火災警報器は、防災機器販売店、家電販売店、ホームセンターなどで販売されています。なお火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。購入の目安として、NSマークがついているものを選びましょう。



◆価格の目安は？

現在、住宅用火災警報器の国内メーカー価格は、1個数千円から1万円程度です。（電池式は電池の寿命により異なります）壁掛け式や、ドライバードで簡単に取り付けできるものなど、設置する場所にあわせて色々なタイプが選べます。

*訪問販売などに注意しましょう！

火災警報機の設置義務化に伴い、不適正な価格や方法で警報器の販売や取り付けを行おうとする訪問販売が発生しています。怪しいと感じたら、まずは消防署などへご相談ください。

お問い合わせ

○島田消防本部
電話（37）0119
○家庭用火災警報器相談室
電話0120（565）911



こんな手口にご注意！

（訪問販売だましのテクニック）

だましのテクニック①



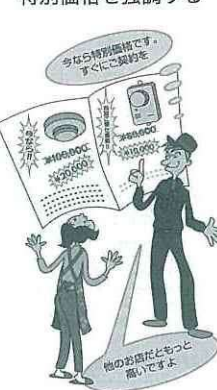
消防職員などが火災警報器の訪問販売を行うことはありません。

だましのテクニック②



火災警報器を設置していないと火災保険がおりないとなどと脅します

だましのテクニック③



火災警報器本体が安くても、法外な取り付け料を請求してきます。

だましのテクニック④



「領収書を持ってくる」などと言って、行方をくらまします。



ピース！
接岨湖フェスティバルにて



次はどこに行くの？
接岨湖フェスティバルにて



ポーズ！
接岨湖フェスティバルにて



手作り作品を見せてくれました
7/29 接岨湖フェスティバルにて